

第5章 計画の推進

5-1 推進体制

(1) 推進の基本的な考え方

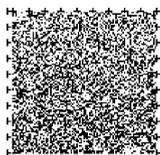
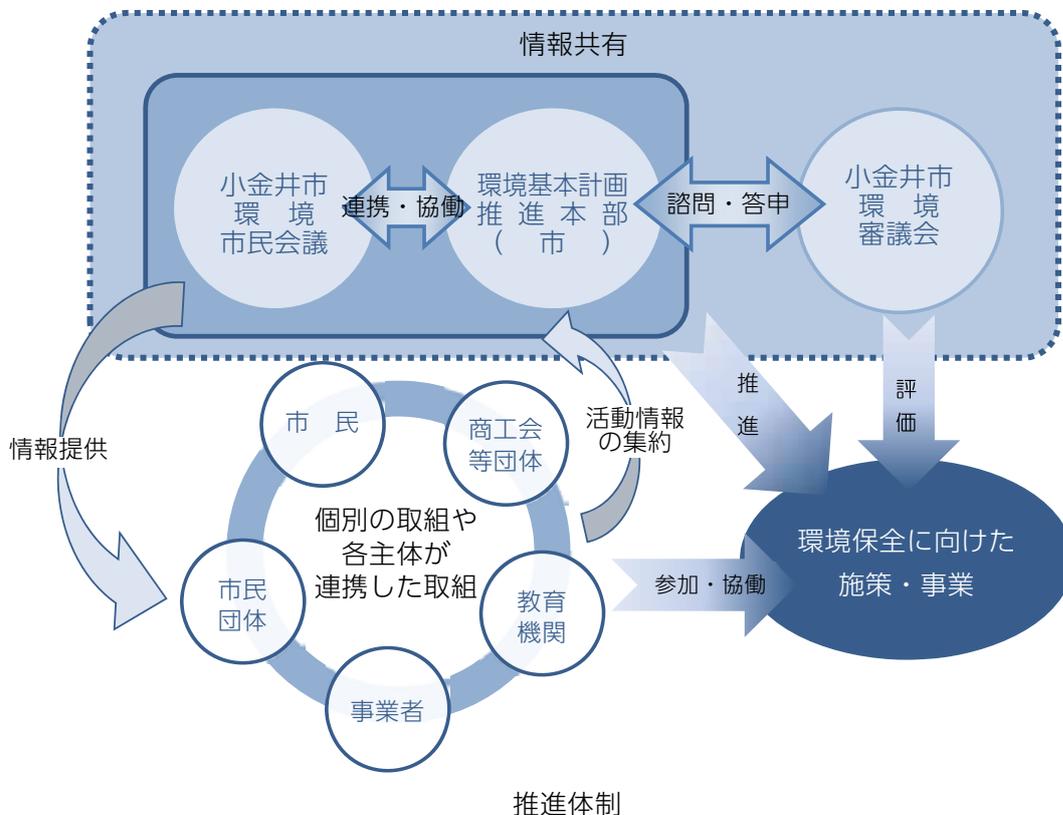
計画を推進し、実効性のあるものとするために、市・市民・事業者・市民団体・教育機関など小金井市の環境に係るすべての主体が、それぞれの役割を担いながら、協働で取り組んでいく体制を強化します。

市は、各部門を横断的につなぐ庁内推進組織で、市民は、個人・団体、また小金井市環境市民会議への参加で、事業者は、事業場内・市や団体が主催する活動への参加などで計画推進に取り組んでいきます。

(2) 推進に関わる主体

計画の推進に関わる主体は、前計画と同様に「小金井市環境審議会」、「環境基本計画推進本部（市）」、「小金井市環境市民会議」とします。各組織は、互いに情報の共有を図りながら、計画の推進にあたります。

また、各組織に属さない市民・事業者・市民団体・教育機関等のすべての主体は、自らの立場に適した関わり方を選び、環境保全に向けた施策・事業での協働を目指します。



<< 推進を担う各主体の位置付けと役割 >>

●小金井市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第26条に基づき設置された機関です。

環境審議会は、本計画の点検評価結果について市からの報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

●環境基本計画推進本部（市）

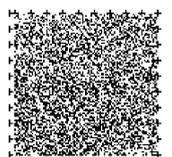
環境基本計画推進本部は、環境基本条例第24条に基づき設置され、本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織として位置付けられています。

●小金井市環境市民会議

環境市民会議は、環境基本条例第27条に基づき設立されており、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対して環境に関する提言を申し述べることができます。

このことを踏まえて、重点的取組の推進にあたっては、市民サイドの推進体制の中核となり、取組を推進していきます。

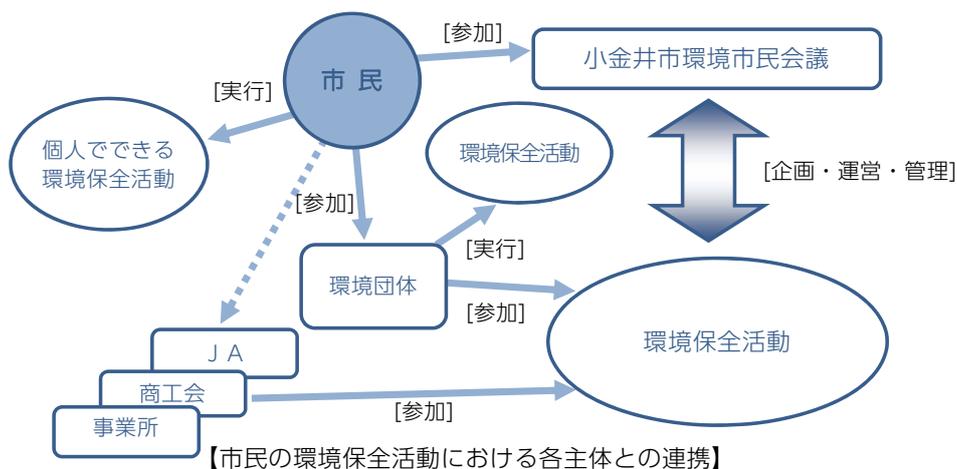
なお、本計画全般の推進にあたって市は、環境市民会議と連携・協働を図っていくとともに、その活動を積極的に支援していきます。



(3) 各主体の連携方策

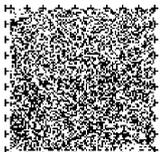
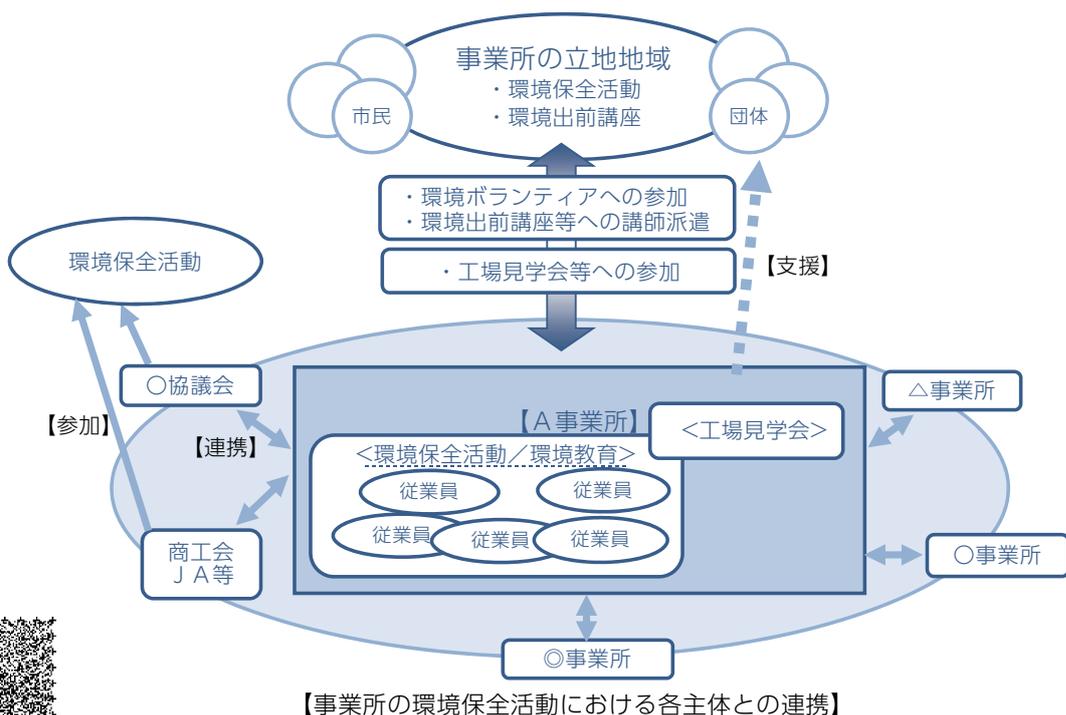
●市 民

市民は、主として、家庭では個人としてできる節電・節水・ごみ削減等の環境保全行動を実践していきます。家庭外では、個人として、参加団体のメンバーとして、計画の推進に積極的に参画します。また、小金井市環境市民会議に加わることで、その活動を通じて、すでに参加している市民から知識やノウハウを習得できるため、環境保全活動のレベルアップを図る機会に恵まれ、さらに、様々な環境保全活動の企画検討や実践に参加することが期待されます。



●事業者

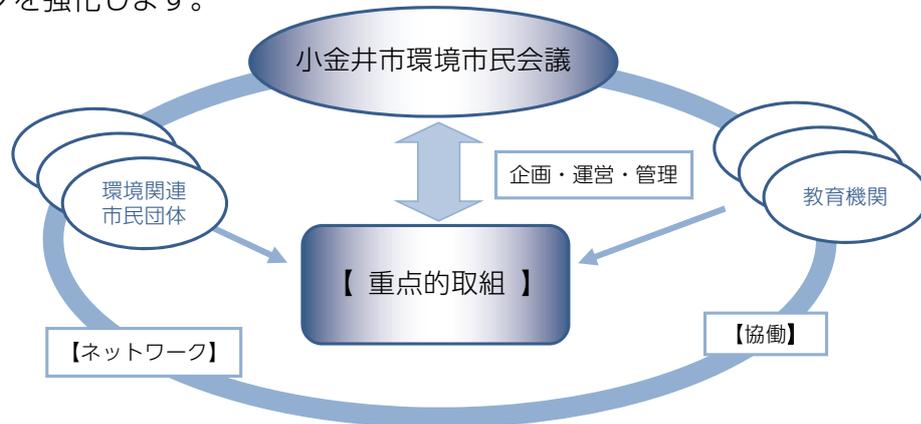
事業者については、各事業所において、事業活動に係る自主的な環境保全活動に取り組むとともに、従業員への環境教育を行います。さらに、加盟団体や協議会、地域での環境保全活動への参加を通じて、また自らが主体となって地域環境の保全活動を行います。



●小金井市環境市民会議・環境関連市民団体

小金井市環境市民会議は、重点的取組を実行するための企画立案を担い、中心となって計画を実施します。

また、教育機関との協働の促進や、市内や周辺・流域自治体にある環境関連団体との連携・ネットワークを強化します。



【小金井市環境市民会議及び環境関連市民団体の環境保全活動における各主体との連携】

●教育機関等

①小・中学校

児童・生徒は、専門家による野川を生かした環境学習、小動物や昆虫とのふれあいを通じた環境学習、及び地域の農家による野菜などの農産物や市民団体による稲の栽培を通じた体験型環境学習等により、小金井市の優れた環境を理解し、環境保全の大切さを学習・体験していきます。

一方、学校からは、ボランティアによる環境出前授業等に対する要望や提案を行います。学校とボランティアが協働して、将来の小金井市を担う子どもたちの環境教育の充実を図ります。

②高校・大学

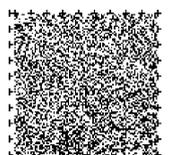
生徒・学生及び彼らの指導にあたる教職員は、部活動や課外活動のテーマとして環境保全活動を取り上げ、継続性の高い取組を進めていきます。特に大学は、環境関連団体等に対して、環境保全・環境学習等に関する知識や技術等を提供するとともに、取組の強化が課題となっているコーディネーター、ファシリテーター等の養成に協力します。

さらに本来の研究領域を生かして、農作物等の在来種の研究や保全、小金井市の環境保全活動に関する情報の発信に協力します。

●市

市は、環境保全実施計画に基づく環境保全施策の実行と管理・見直しを行います。また、環境基本計画推進本部による計画遂行のための庁内調整、小金井市環境市民会議との協働、環境審議会や市議会への年次報告等を行います。

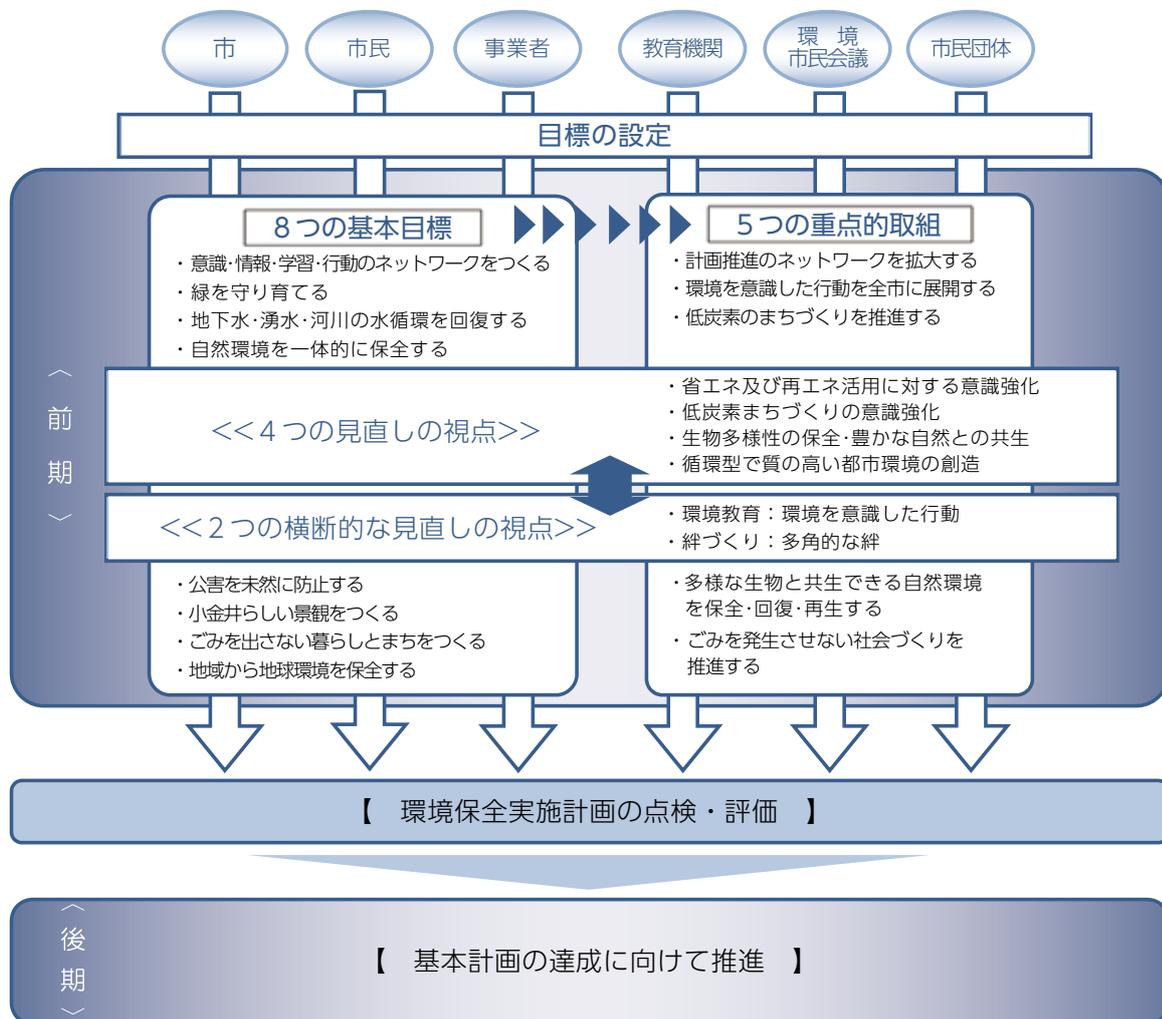
各主体に対しては、計画遂行に必要な予算措置の立案や人的な支援を実施します。また、主体間の連携調整を担います。



5-2 計画の進行管理と評価

(1) 計画の推進フロー

計画は、計画期間である平成27年度から平成32年度までの6か年について、平成27年度～平成29年度を前期、平成30年度～平成32年度を後期として、3年ごとの環境保全実施計画を策定して推進します。中間年度には前期の進捗状況について環境保全実施計画の点検・評価を行います。後期は、その評価を踏まえて指摘事項を改善し、基本計画の達成に向けて推進します。

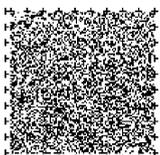


計画の推進フロー

<<点検・評価の視点例>>

☆見直しのポイント：市民・事業者等の「環境基本計画の認知度」の向上度

☆評価の方法：「アンケート調査」などの手法による把握・評価



(2) 進行管理と評価

計画は、毎年度、環境基本計画推進本部による庁内点検結果をもとに、施策の進捗状況等の進行管理を行います。また、環境保全実施計画の中間見直しや本計画の次期改訂の際は、市民サイドの推進体制の中核を担う環境市民会議と連携し、様々な主体の取組についても点検を行うことを検討します。(協働点検)

計画の進捗状況の評価は、環境マネジメントシステム（EMS）のPDCAサイクルに従って実施し、環境審議会による外部評価を受け、環境報告書としてとりまとめます。

一方、環境審議会からは、評価が事業毎の自己評価にとどまっているとの指摘を受けているため、評価機能の再構築が課題となっています。そのため、本計画においては、EMSにおける「計画の進行管理と評価の仕組み（PDCAサイクル）」を再検討し、計画の達成のための評価システムの充実を図ります。

